

「週休2日等工事試行要領 第Ⅱ編（建築関係工事編）」の運用

1 用語の定義（試行要領2関係）

(1) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。

- ① 年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間
- ⑤ 実質の工事完了後から契約工期までの期間（ただし、修補、手直し工事期間は除く）
- ⑥ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている以下に掲げる内容に該当する期間
 - (ア) 支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
 - (イ) 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間
 - (ウ) 一時・一部中止期間
 - (エ) その他対象外に該当すると思われる期間

(2) 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所（現場休息）率＝現場閉所（現場休息）日数

÷（着工日から竣工日までの日数－(1)①～⑥の期間）

2 工事費等の補正（試行要領5関係）

(1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）

複合単価を構成する労務単価は、新営工事、改修工事とも表1～3の補正率を乗じて補正する。改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価等

市場単価等の補正は、表4～6の補正率を乗じて使用する。

(3) 見積単価

見積りによる単価については、補正を行わない。

(4) 分離発注工事の場合

現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、補正の対象とする。また、いずれかの工事が4週8休に満たなかった場合でも、4週8休を満たしている工事については、補正の対象とする。

表1 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02

屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
撤去	各工種による		
取り壊し		1.03	1.03

※市場単価 (物価資料の緑色のページ部分の単価)

市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

※物価資料 (物価資料の緑色以外 (茶色) のページ部分の単価)

物価資料の掲載価格の補正率を示す。

※上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス 及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用 (壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

3 事務手続きについて（試行要領7 関係）

(1) 積算関係

- ①当初設定工期は標準工期とする。(福島県の標準工期は、4週8休に対応している。)
- ②当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は、受注者から提出される、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、およびCCUSの週休2日達成状況の資料等）により、施工中の現場閉所率の状況や実績を確認する。

(3) 入札事務手続き関係

- ①「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日等工事」と朱書きする。
- ②「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休2日促進工事

- 1 本工事は「桑折町週休2日等工事試行要領」の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。

- ③「入札公告・指名通知」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、「桑折町週休2日等工事試行要領」

(総務課財政係下記 HP 参照

<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/soumu/8/1/14308.html>)

の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は 発注者指定型 である。

4 附則

この運用は、令和6年4月1日から適用する。